

令和6年度・令和7年度

岡山県測量及び建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請の手引

(第4回受付)

| | |
|--------|---------------------|
| 有効期間 | 令和7年12月1日～令和8年5月31日 |
| 対象決算期間 | 令和5年10月1日～令和6年9月30日 |
| 申請方法 | 郵送のみ |
| 提出期間 | 令和7年8月1日～令和7年8月12日 |

令和7年5月

岡山県土木部監理課

《目 次》

| | |
|---------------------------------|----|
| ○ はじめに | 1 |
| 1 対象業務 | 2 |
| 2 資格要件 | 2 |
| 3 提出書類 | 4 |
| 4 受 付 | 7 |
| 5 変 更 届 | 9 |
| 6 そ の 他 | 10 |
| ○ 都道府県コード、局コード・県内市町村コード、企業形態の略号 | 11 |

《記入例》

| | | |
|-------|-------------|----|
| 様 式 1 | 入札参加資格審査申請書 | 12 |
|-------|-------------|----|

《様 式》

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 様 式 0-1 | 受 付 票 |
| 様 式 1-1 | 入札参加資格審査申請書 |
| 様 式 1-2 | 入札参加資格審査申請書(登録状況、入札参加希望、技術職員の状況) |
| 様 式 1-3 | 入札参加資格審査申請書(技術職員配置表) |
| 様 式 2 | 役員、代表者等の一覧表 |
| 様 式 3 | 経営規模等総括表 |
| 様 式 4 | 暴力団員又は暴力団員等でない旨の申立書 |
| 様 式 5 | 測量等実績調書 |
| 様 式 6 | 技術者経歴書 |
| 様 式 7 | 営業所一覧表 |
| 様 式 8 | 申 立 書 (県税の納付義務がないことの申立書) |
| 様 式 9-1、9-2 | 技術職員調書 |
| 様 式 10 | 変 更 届 |
| 様 式 11 | 辞 退 届 |

《はじめに》

令和6年度・令和7年度に岡山県等が発注する建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務等の委託契約に係る入札に参加を希望する方は、この手引に従い、入札参加資格審査を申請してください。

定例受付（第1回受付）は、令和6年2月1日から令和6年2月15日までの間で行います。

申請受付は、郵送のみで行いますので、書類不備が発生しないよう、この手引きをよくお読みの上、御準備ください。

書類に不備がある等の理由で受理されなかった場合は、上記受付期間中に再度提出し、受理される必要があります。

申請が受理され、その後の審査により入札参加資格が認められると、令和6年6月1日から令和8年5月31日まで有効な県の入札参加資格者名簿に登載されることとなります。

定例受付（第1回受付）期間内に申請ができなかった場合には、2年間の入札参加資格有効期間内に3回の追加受付を行いますので、いずれかの追加受付時において申請を行ってください。

なお、新規及び業種追加のいずれも、第2回から第4回までにおいて申請を行うことができます。

県の入札参加有資格者名簿に基づき発注する機関は次のとおりです。

- 岡山県（各出先機関を含む。）
- 岡山県企業局
- 岡山県教育委員会
- 岡山県警察本部
- 岡山県土地開発公社
- （公財）岡山県環境保全事業団
- 岡山県広域水道企業団
- （公財）岡山県下水道公社

1 対象業務

申請の対象となる業務は次の6業務です。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
- (6) その他業務

2 資格要件

申請に当たっては、次の(1)～(3)の要件全てを満たすことが必要です。

(1) 法令等に基づく登録

1) 測量業務

- ・ 県と契約を締結する営業所が、測量法に基づく登録を受けていることが必要です。
- ・ 専門部門（地図の調整及び航空測量）は、測量一般の申請を行う場合に任意に申請できます。

2) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○契約を締結する営業所が岡山県外にある場合

- ・ 県と契約を締結する営業所が申請する各部門に関して、建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(S52.4.15 建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(S59.9.21 建設省告示第1341号)に基づく登録を受けていることが必要です。

○契約を締結する営業所が岡山県内にある場合

- ・ 県と契約を締結する営業所が申請を行う各部門に関して、前記建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができます。
- ※建設コンサルタント登録がなく岡山県内に主たる営業所（本社）を設置する県内業者が、河川部門又は道路部門を希望される場合、それぞれについて様式9-1及び9-2(技術職員調書)の添付が必要です。

3) 建築関係建設コンサルタント業務

- ・ 建築一般については、県と契約を締結する営業所が、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていることが必要です。
- ・ 専門部門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、調査）については、県内・県外業者、建築士法に基づく登録の有無に関わらず申請することができます。

4) その他業務

- ・ 上記の業務以外で申請を希望する建設工事に関連するコンサルタント業務があれば、業務名を具体的に記載することによって申請できます。

(2) 県税等の滞納のないこと

県税※1、消費税及び地方消費税、市町村税※2を完納していること。

※1 岡山県内に事業所等がなく県税の納付義務がない場合、【様式8】(申立書)により滞納がないことの証明に代えることができます。

※2 市町村税については、契約を締結する営業所が岡山県内にある場合にのみ、当該営業所が所在している県内市町村の完納証明書が必要です。

(3) 申請の日の前年9月30日までに決算を行っていること

【定例受付(第1回受付)及び第2回受付】

・令和4年10月1日～令和5年9月30日の間に決算を行っていること。

※新たに会社を設立した場合など、令和5年10月1日以降に最初の決算を行った者については申請できません。

【第3回及び第4回受付】

・令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に決算を行っていること。

※新たに会社を設立した場合など、令和6年10月1日以降に最初の決算を行った者については申請できません。

【留意事項】

・契約を締結する営業所は、1社1営業所に限ります。

・申請受付後に「岡山県と契約を締結する営業所」を変更する場合は、変更届による手続きを行ってください。

※この場合、変更後の営業所が申請業務について資格要件を満たしていることが必要です。

※営業所ごとの登録状況には、特に御注意ください。要件を欠く場合には、当該業務について入札参加資格を失います。また、変更前の営業所が有していた入札参加資格以上の資格は付与されませんので、業務等の追加を希望する場合は、第2回、第3回又は第4回のいずれかで追加申請を行ってください。

《参 考》

| 登 録 業 種 | 登 録 規 程 等 |
|---------------------|--|
| 測量業務 | 測量法(昭和24年法律第188号) |
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 建設コンサルタント登録規程 (昭和52年4月15日建設省告示第717号) |
| 地質調査業務 | 地質調査業者登録規程 (昭和52年4月15日建設省告示第718号) |
| 補償関係コンサルタント業務 | 補償コンサルタント登録規程 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号) |
| 建築関係コンサルタント業務(建築一般) | 建築士法(昭和25年法律第202号) |

3 提出書類 各1部

(1) 申請に必要な書類

| No. | 提出書類 | 注意すべき事項等 |
|-----|---|---|
| 0 | 受付票 【様式0-1】 | |
| 1 | 岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 【様式1-1】 【様式1-2】 【様式1-3】 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載要領及び記入例を参照 ●片面印刷必須 ・【様式1-2】へ有資格者数を記載する前に【様式1-3】(技術職員配置表)で、技術者の重複がないか確認してください。 |
| 2 | 役員、代表者等の一覧表 【様式2】 | ●記載要領参照 |
| 3 | 経営規模等総括表 【様式3】 | ●片面印刷必須 |
| 4 | <p>営業に関し必要とする登録の証明書等 (<u>原本又は写し</u>)</p> <p>①測量業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録証明願 ・測量法第55条の8の規定に基づく書類 ・(契約締結権を委任する場合) <ul style="list-style-type: none"> a. <u>最新の測量業者登録申請書及びその別紙(写し)</u> b. 登録(更新)後に、営業所を新設した場合には、測量業者変更登録申請書(写し) <p>②建築士事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録証明書(岡山県と契約を締結する営業所に係るもの) <p>③建設コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書 <p>④地質調査業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書 <p>⑤補償コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書 <p>○その他業務において、計量証明業務等を申請する場合、当該業務に係る証明書</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請する業務に係るもののみを提出してください。 ① <ul style="list-style-type: none"> ・「測量法第55条の8の規定に基づく書類」(※)については、国土交通省の受付印があるものが原則ですが、受付印があるものがない場合には、国土交通省に提出したものと同一のものであることについて自社(本社に限る。)で原本証明したものを提出してください。 ※国土交通省に3部提出すると、受付印押印済の副本が1部返却されます。 ③～⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の受付印のあるものがが必要です。 ・新規登録により直近の現況報告書がない場合に限り、登録通知書の写しで申請可能です。 ・<u>最新の登録状況(登録番号、業種等)が現況報告書に反映されていない場合、登録通知書の写しも添付してください。</u> |

| No. | 提出書類 | 注意すべき事項等 |
|-----|---|---|
| 5 | 暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書 【様式4】 | |
| 6 | 測量等実績調書 【様式5】 | <ul style="list-style-type: none"> ・様式の内容が全て記載されていれば、国への報告書類等で代用可能です。 ・補償コンサルタントの場合、【様式6】の代用可能な書類がありませんので、作成が必須です。 |
| 7 | 技術者経歴書 【様式6】 | |
| 8 | 営業所一覧表 【様式7】 | |
| 9 | 決算書(令和6年10月1日の直前の事業年度のもの)(写し可) ①法人…貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類(株主資本等変動計算書) ②個人…貸借対照表、損益計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる青色申告を行った個人事業者の場合、確定申告時に税務署に提出した決算書を添付してください。 (青色申告の10万円控除を受ける場合で、損益計算書のみを作成している場合は、貸借対照表を別途作成し添付してください。) |
| 10 | 登記事項証明書 (<u>原本又は写し</u>) ※法人のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合の場合は現在の理事の記載のある議事録を添付してください。 |
| 11 | 岡山県税の完納証明書 (<u>原本又は写し</u>) ※ただし、岡山県に県税を納付する義務のない場合は、申立書 【様式8】 | <ul style="list-style-type: none"> ・各県民局発行のもの ・課税されている全ての税目について完納していることを証明するものに<u>限ります</u>。 |
| 12 | 消費税及び地方消費税の完納証明書 (<u>その3又はその3の3</u>)(<u>原本又は写し</u>) | <ul style="list-style-type: none"> ・県が指定した種類 (<u>その3又はその3の3</u>) の証明書に<u>限ります</u>。証明内容が類似しているからという申請者の判断で他の種類の証明書を添付することは認めません。 ・本社等の所在地を管轄する税務署で発行されたものに<u>限ります</u>。 |
| 13 | 岡山県内の市町村における市町村税の完納証明書 (<u>原本又は写し</u>) ※岡山県と契約を締結する営業所が県外にある場合は不要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村発行のもの ・課税されている全ての税目について完納していることを証明するものに<u>限ります</u>。 |
| 14 | 委任状 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結権を委任する場合のみ |
| 15 | 技術職員調書 【様式9-1】 【様式9-2】 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>岡山県内に主たる営業所(本社)を設置する業者で、河川部門、道路部門を希望し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けていない者についてのみ提出してください。</u> ・【様式9-2】については、申請部門ごとに作成してください。 |

| No. | 提出書類 | 注意すべき事項等 |
|-----|-------|--|
| 16 | 返信用封筒 | 受付票を返送するための封筒をご用意ください（封筒の大きさに応じた切手を貼付してください。）。 |

【提出書類全般の留意事項】

- ① 各証明書はいずれも証明年月日が提出日から **3か月以内**のものに限ります。
ただし、測量業者登録証明書に限り、提出日から **6か月以内**のものとしします。
また、「完納証明書」はいずれも過去の期間の全てについて滞納のないことを表すもの（金額表示のないもの）に限ります。
- ② 現況報告書を提出する場合、当該部門における提出書類 No.6「測量等実績調書」、No.7「技術者経歴書」、No.8「営業所一覧表」及び No.9「決算書」の提出は省略することができます。
ただし、不足するものは作成してください（特に、補償コンサルタント現況報告書には、No.7 技術者経歴書に代わるものがないので留意してください。）。
- ③ 委任状については様式として定めていませんが、入札参加資格の有効期間の全期間について契約締結権が委任されていることが把握できるよう作成してください。
- ④ 提出書類は上記表記載の順（No.0～No.15）に編冊（ファイル）し、No.3 以降についてはインデックスを貼付してください。（No.0～No.2はインデックス不要）ファイルの色は特に指定しませんが、サイズはA4サイズ（縦）にしてください。
また、表紙及び背表紙には商号を明記してください。
- ⑤ 書類不備の場合は一切受け付けできません。

4 受 付

郵送申請のみとします。

以下の注意事項をよくお読みになった上で申請を行ってください。

【注意事項】

- ・ 申請書類は令和7年8月12日（火）必着で送付してください。
- ・ 「様式0-1 受付票」及び「返信用封筒」を併せて提出していただく必要があります。（P. 4、6参照）
- ・ 書類不備がある場合は、申請者に郵送で返送します。その場合、書類は上記様式0-1に記載された宛先へ返送します。
- ・ 申請書類一式は、不備がない状態で提出期間内に受理される必要があります。
書類を提出したものの不備のため申請者に返送され、再提出に時間を要した結果提出期間を経過した場合であっても、一切審査を行いません。
提出期間終了直前に提出され、書類不備があった場合も同様の対応とします。
よって、早めに申請を行うようにしてください。
- ・ 申請書類の軽微な誤りについては、職権で訂正することがあります。
- ・ 特定記録など、追跡ができる方法により郵送してください。
郵便事故による書類の不達については責任を負いかねます。

【郵送による提出先】

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部監理課建設業班 宛

(1) 定例受付（第1回）

○申請書の提出期間、入札参加資格有効期間

| 提出期間 | 有効期間 | 受付審査会場 |
|-----------------------------------|---------------------------|--------|
| 令和6年2月1日から 令和6年2月15日まで (必着) | 令和6年6月1日から 令和8年5月31日まで | 郵送のみ |

(2) 申請書等の入手方法

申請書及び申請の手引については、土木部監理課のホームページからダウンロードすることができます。

(3) 追加受付（第2回～第4回）

○申請書の提出期間、入札参加資格有効期間及び受付場所

| 受付 | 提出期間（予定） | 有効期間 | 申請方法 |
|-----|------------------------------------|----------------------------|------|
| 第2回 | 令和6年8月1日から 令和6年8月13日まで (必着) | 令和6年12月1日から 令和8年5月31日まで | 郵送のみ |
| 第3回 | 令和7年2月17日から 令和7年2月26日まで (必着) | 令和7年6月1日から 令和8年5月31日まで | |
| 第4回 | 令和7年8月1日から 令和7年8月12日まで (必着) | 令和7年12月1日から 令和8年5月31日まで | |

定例受付（第1回）の提出期間中に申請できなかった場合には、第2回から第4回までの受付時に申請することができます。それぞれの受付期間ごとに入札参加資格の有効期間が異なりますので御注意ください。

提出先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部監理課建設業班

注1) 新規申請及び追加申請については、第2回～第4回のいずれの追加受付時においても申請が可能です。

注2) 第3回及び第4回受付において申請する場合には、令和6年9月30日までに決算を行っていることが要件となります。

注3) 各受付前にはホームページにてあらためて受付期間等をお知らせしますので御確認ください。

(4) 代理申請の場合についての注意

行政書士に代理申請を委任することも可能です。この場合、申請者による委任状が必要です。その際、行政書士印の押印や書類作成を行った行政書士の記名が必要ですので御注意ください。

5 変更届

申請書提出後、下記の事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく変更届【様式10】を提出してください。各証明書・通知は写し可です。

| 変更事項等 | 添付書類 |
|-------------------------------------|--|
| 商号又は名称 | ・登記事項証明書 |
| 代表者の氏名、役職名 | ・登記事項証明書（代表者の氏名の変更の場合のみ） ・委任状（委任している場合） ・役員、代表者等の一覧表【様式2】 ・暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式4】 |
| 役員の名、役職名 | ・登記事項証明書 ※公益法人の場合は定款又は寄附行為、事業協同組合の場合は現在の理事の記載のある議事録を添付 ・役員、代表者等の一覧表【様式2】 ・暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式4】 |
| 受任者の氏名、役職名 | ・委任状 ・役員、代表者等の一覧表【様式2】 ・暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式4】 |
| 岡山県と契約を締結する営業所の名称 (例：岡山営業所→岡山支店) | ・委任状 ・営業所一覧表【様式7】（国等への届出書類で変更後の所在地が確認できるものでも可） |
| 岡山県と契約を締結する営業所の所在地 | ・営業所一覧表【様式7】（国等への届出書類で変更後の所在地が確認できるものでも可） (例：岡山営業所の所在地 岡山市北区〇〇→岡山市南区△△) |
| 岡山県と契約を締結する営業所 (例：岡山支店→広島支店) | ・委任状 ・営業所一覧表【様式7】 ・変更後の営業所の営業に関し必要とする登録の証明書等 (P4、No.4欄参照) ※変更後の営業所の申請業務の登録確認のため |
| 営業の休廃止 (登録業務の廃止・消除を含む。) | ・廃業届又は消除（取消）通知等 |
| 申請業務の登録更新 | ・更新通知書 |

| 変更事項等 | 添付書類 |
|--|----------------------|
| 建設省告示建設コンサルタント登録規程、同地質業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づく登録の停止 | ・登録の停止がなされた旨の通知 |
| 入札参加資格の辞退 | ※変更届ではなく辞退届【様式11】を提出 |

注1) 各証明書は、いずれも証明年月日が提出日から3か月以内のものに限ります。

ただし、測量業者登録証明書に限り、提出日から6か月以内のものとしします。

注2) 申請後に登録規程等に基づく登録が「有」になった場合、変更届は不要です。

なお、新たに登録した業種又は部門について入札参加資格の追加申請を行う場合は、第2回、第3回又は第4回の受付時に申請してください。

6 その他

(1) 会社合併、会社分割、事業譲渡等の企業再編を行う場合における入札参加資格の取扱い（入札参加資格の承継等）については、別に定める手続きを行っていただく必要がありますので、事前に土木部監理課建設業班へお問い合わせください。

(2) 申請後に申請者が会社更生手続又は民事再生手続開始申立てを行うことになった場合には、土木部監理課建設業班へ必ず御報告願います。

各手続の申立て後、手続の開始決定を受けるまでの間又は再生計画若しくは更正計画認可を受けるまでの間については、入札への参加が制限されますので御留意ください。

(3) 入札参加資格認定通知書は発行しません。

(4) 申請受理後に申請を取り下げた場合又は入札参加資格の有効期間内に入札参加資格の辞退を行った場合には、当該入札参加資格の有効期間内に再度の申請はできませんので御注意ください（廃業による入札参加資格の喪失の場合を含む。）。

《問い合わせ先》

岡山県土木部監理課建設業班

TEL (086) 226-7463 (直通)

FAX (086) 224-2217

ホームページアドレス : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/>